平成３０年度「統一的な基準」による財務書類等の公表について

地方公会計の整備については、地方の資産・債務改革一環とし「新地方公会計制度の整備」が位置づけられ、「新地方公会計制度研究会報告書〔平成18年5月総務省〕」で財務諸表の作成モデルが示されました。一つは「基準モデル」もう一つが「総務省方式改訂モデル」で、本組合は、「総務省方式改訂モデル」を採用し、平成21年度（平成20年度決算）より、毎年、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のいわゆる財務書類４表を作成し、構成町村へ連結財務書類作成資料として提供してきました。

現在では、多くの地方公共団体が財務書類の作成・公表に取り組んでいますが、財務書類の作成方式が「基準モデル」のほか、「総務省方式改訂モデル」など複数存在し、団体間での比較が困難など課題ありました。

このため総務省では、平成27年１月に「統一的な基準よる地方公会計の整備促進について〔総務大臣通知〕」を示し、原則として平成27年度から平成29年度までの３年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」よる財務書類等を作成するよう、要請がなされました 。

これを受け本組合では、「統一的な基準」による財務書類及び固定資産台帳を作成し、公表いたします。

対象とする会計の範囲

平成30年度決算の財務書類は、一般会計等財務書類及び連結財務書類を作成しています。

なお、一般会計等に含める地方公営事業会計以外の特別会計はありません。

連結財務書類

群馬県市町村総合事務組合

（非常勤公務災害補償事務）

一般会計等財務書類

一般会計

平成30年度　吾妻東部衛生施設組合一般会計等財務書類

（１）貸借対照表（平成31年3月31日現在）

貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのかを（財源調達状況）対照表で示したものです。貸借対照表により基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。

資産：①資金流入をもたらすもの、②行政サービス提供能力を有するもの

負債：将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすもの

純資産：資産と負債の差額、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

貸借対照表から分かること

本組合の一般会計等における資産の合計は22億2千万円、うち、固定資産は20億3千万円で、91％を占めています。固定資産の内訳では、処理施設などの事業用資産が20億3千万円となっています。また、流動資産は1億9千万円で、主なものは、基金の1億７千万円、現金預金の2千万円です。

一方、負債の合計は3億4千万円、うち、固定負債は2億6千万円で、76％を占め、主なものは、地方債の2億2千万円、退職手当引当金の4千万円です。また、流動負債は8千万円で、主なものは、１年内償還予定地方債の7千万円です。

（２）行政コスト計算書（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。

経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

人 件 費：職員給与や議員報酬など

物件費等：備品購入費や消耗品費、委託料、施設等の維持補修にかかる経費、

減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など

その他の業務費用：地方債償還の利子など

移転費用：各種団体への負担金・補助金や児童手当の社会保障経費

臨時損失：資産の除却により生じた損失

行政コスト計算書から分かること

本組合の一般会計等における純行政コストは5億2千万円で、経常費用6億1千万円から経常収益9千万円を引いた純経常行政コストと同額です。経常費用の内訳では、業務費用は5億9千万円で97％を占めています。業務費用の内訳では、減価償却費9千万円を含む物件費等が4億4千万円、人件費が1億4千万円で大部分を占めています。移転費用は2千万円となっています。

一方、行政サービス利用の対価として、住民の皆さまが負担する使用料・手数料や資源物の売却代金などの経常収益は9千万円です。なお、経常収益には、構成町村からの負担金などの一般財源や国・県補助金などの移転収入は含まれていません。

（３）純資産変動計算書（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、１年間でどのように変動したかを表す財務書類です。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、１年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

税収等：構成町村からの負担金

資産評価差額：有価証券などの評価差額

無償所管換等：無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額など

純資産変動計算書から分かること

　本組合の一般会計等における本年度末の純資産残高は、18億7千円と前年度末に比べて、2千万円減少しています。これは、純行政コスト5億2千万円に対して、財源（税収等、国県等補助金）が4億9千万円で、「本年度差額」がマイナス2千万円となったことによるものです。

「本年度差額」のプラス（マイナス）は、当年度の行政サービス提供にかかったコスト（純行政コスト）が当年度の財源（税収等、国県等補助金）だけで賄えている（いない）ことを表しています。

なお、純行政コストには、減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）9千万円の現金支出を伴わないコストが含まれていますので、その内容に留意する必要があります。

（４）資金収支計算書（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

業務活動収支：「投資活動」「財務活動」以外の行政活動に係る収支

投資活動収支：固定資産や投資及び出資金などの取得・売却に係る収支

財務活動収支：地方債の発行、償還などに係る収支

資金収支計算書から分かること

　本組合の一般会計等における資金収支は、業務活動収支はプラスの6千万円、投資活動収支はプラスの1千万円、財務活動収支はマイナスの7千万円で、本年度の資金収支トータルは、マイナスの0千万円（200万円）となっています。結果として、本年度末資金残高は2千万円となりました。

固定資産台帳

（１）固定資産台帳（平成31年3月31日現在）

貸借対照表に示されている資産のうち、有形固定資産及び無形固定資産の内訳となる資産の明細となります。

固定資産台帳から分かること

○有形固定資産減価償却率〔減価償却累計額／取得価額〕

有形固定資産のうち償却資産（建物、工作物、物品など）について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表す。

有形固定資産（償却資産のみ）：80％〔57億8千万円／72億1千万円〕